

21高財第13号
平成21年4月13日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成21年度予算の執行方針について（通知）

本年度は、県民の皆様と共に力を合わせ、県勢浮揚に向けて具体的に行動する「実行元年」であるとの基本的な考え方のもと、当初予算において、「産業振興計画」の実行や「教育危機への対応」、中山間地域が多い本県の実情に即した「高知型福祉」の実現など、5つの基本政策に基づく県づくりに向けて予算を重点化するとともに、歳出の効率化や臨時財政対策債を除く県債残高を減少させるなど、財政健全化への取り組みを着実に進め、将来の負担の軽減を図りました。

一方、景気の悪化によって県内企業の経営環境が厳しさを増し、県税収入の減少などから依然として財源不足が生じており、こうした状況は当面続くものと見込まれています。

このように、本県の財政を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、県勢の浮揚を目指して、第一に、官民協働型で実践する、第二に、目的達成の意識を持ち、スピード感を持って取り組む、第三に、説明責任をしっかりと果たしていく、特にこの三点に留意し、厳しい選別を経て予算に計上された事業の効果を最大限に発揮していかなければなりません。

このため、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、関連する法令や下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

記

1 予算の計画的・効果的な執行

(1) 産業振興計画の着実な実践

県勢の浮揚には、一刻の猶予も許されない状況にあり、経済活性化のトータルプランである産業振興計画を着実に実践していくためには、産業成長戦略の実行や地域アクションプランに基づく事業の支援など、真に官民協働のスタンスに立ち、スピード感をもって取り組む必要があることから、以下の点に留意すること。

ア 市町村や関係団体との連携に努め、取り組みの効果が最大限に発揮できるよう努めること。

イ 民間や地域住民など取り組みの主体となる方々と手を携える姿勢を持ち、職員自らが率先して取り組むことで、民間や地域の気運を高めること。

ウ 目標を着実に達成する具体的な執行計画を立て、適宜適切な進行管理に努めること。

(2) 経済対策に対する積極的な対応

ア 未曾有の経済危機の中、県民生活を守るため、国の経済対策に伴う景気刺激効果が早期に、かつ最大限に発現できるよう、関連する予算の早期着手に努めること。特に、普通建設事業費については、平成20年度2月補正予算に計上した事業も含め、予算の執行を速やかに行い、前倒して発注すること（上半期に、繰越予算は原則100%発注、現年予算は可能な限り前倒し）。

イ 現下の厳しい雇用情勢に鑑み、ふるさと雇用再生特別基金事業などの活用による雇用効果が早期に発現できるように努めること。

ウ 現在検討されている追加経済対策の積極的な活用など、今後の国の動向にも速やかに対応するように努めること。

(3) 状況の変化への対応

ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じて大幅な増減が見込まれる場合などは、遅滞なく財政課と協議すること。

イ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化しているものや、重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対する新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を持って対応すること。

(4) 事業別の執行計画の策定

ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理

に努め、P D C Aサイクルを徹底すること。

イ 人事異動や予算見積りの段階からの内容の見直しなどで執行が遅れるケースが多く見受けられるので、円滑な執行に留意すること。

(5) 予算の適正な執行

ア 「対話と実行」を基本に、県民本位の県政を推進するため、県政改革アクションプランの3つの柱に基づいて、透明かつ前向きに仕事ができる環境を整えたので、職員は萎縮することなく予算執行に取り組むこと。

イ 職員一人ひとりが法令遵守や費用対効果に留意し、公平・公正な予算の執行に心掛けること。

ウ 決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による審査結果等を踏まえた適正な執行に留意すること。

2 財源の積極的な確保

(1) 収入未済金の縮減等

県税などの収入未済金の縮減に向けた積極的な取り組みに加えて、未利用地等の計画的な売却や広告収入の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。

(2) 国庫補助金等の早期受け入れ

ア 当該歳出予算の支出時期を見極めたうえで、早期の収入を図ること。

イ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応を要請するなどの適切な措置を講ずること。

3 その他の注意点

(1) 国への対応

国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させるとともに、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想される国の制度改正に留意する必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。

(2) 公社等の予算について

ア 地方自治法第221条第3項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。

イ 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。

21高財政第13号
平成21年4月13日

各課室長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

財 政 課 長

平成21年度予算の執行等について（通知）

このことについては、「平成21年度予算の執行方針について」（平成21年4月13日付け副知事通知）によるほか、下記事項に注意したうえで予算を執行するすべての職員に周知してください。

記

- 1 歳出予算は、本年度も一部の予算を除き一括配当するので、極めて急激な景気の悪化から県民生活を守るため、例年以上に事業の早期執行に努めること。
- 2 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年度の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議すること。
- 3 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進行管理には細心の注意を払い、中間検査等の段階から適切な措置を講じること。
- 4 特定財源を充当する歳出予算は、その財源の収入後に支出するという原則を徹底すること。
- 5 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払いを必要とするものは、支払いを少なくとも年4回以上に分割し、支払のつど委託先等の資金需要を見極め、過大な概算払いとならないよう努めること。

なお、1回の支払い額が500万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。